

附表 3

番号	項 目	基 準
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下

備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。